平成２１年（フ）第３４３号
滋賀県守山市播磨田町107番地
破産者　栄立電機株式会社
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８５号
鳥取県鳥取市弥生町305番地
破産者　有限会社イチロクヨン
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０８号
徳島市応神町吉成字七丁原64番地の２
破産者　株式会社吉崎組
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第９２号
福岡県柳川市西蒲池405番地１
破産者　株式会社出口木工
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目19番11号
破産者　株式会社霧島小田口屋
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第７２０号
東京都小平市小川町１丁目941番地の10
破産者　株式会社ライフデザイン
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７２１号
埼玉県狭山市大字堀兼2372番地の23フラワーヒル29―３
破産者　浅野　浩二
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５１７号
茨城県日立市諏訪町１丁目２番24号
破産者　常陽観光株式会社
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３０３号
茨城県笠間市岩間下郷4081番地の７
破産者　合資会社斉藤屋商店
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８号
群馬県藤岡市下栗須309番地３
破産者　ティエス・エンジ株式会社
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１７９号
群馬県富岡市黒川761番地
破産者　協和第一株式会社
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４７５号
千葉県印西市西の原３丁目17番地１棟909号
破産者　篠木　　洋
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１０３号
千葉県富里市立沢新田48番地の528
破産者　有限会社東洋電設工業
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２４９号
東京都港区新橋１丁目15番５号　第一光和ビル４階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座６丁目２番３号
破産者　日本複合医療施設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６５９号
埼玉県川口市金山町８―７
破産者　西村　欣也
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５２８号
東京都品川区旗の台５丁目26―２
破産者　木村　庫司
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５２９号
東京都品川区旗の台５丁目26―２
破産者　木村　房江
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５８４号
東京都品川区小山５丁目23番３号
破産者　有限会社東宝工業
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１３号
東京都昭島市美堀町５丁目13番４号
破産者　株式会社ベビッシュ・フェローズ
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４１４号
東京都昭島市緑町４丁目27番５―101号、破産開始決定申立時の住所東京都昭島市美堀町５丁目13番４号
破産者　藤本　晴喜
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５７５号
東京都八王子市西寺方町1001番地74
破産者　有限会社三規
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５７６号
東京都八王子市西寺方町1001番地74
破産者　照屋　規文
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部